

帯広市公立保育所再編ニュース

Vol.3（帯広・青葉保育所用）



（令和3年9月29日発行）

今、そして、未来の子どもたちと子育て家庭が、この先もずっと、安心して必要な保育サービスが受けられるそんな子育てに優しい帯広の未来をつくっていく。それが、今を生きる私たちの責任。



○発行責任者 帯広市市民福祉部こども福祉室こども課長

定員縮小施設における令和4年度以降の新規入所、転園に係る入所調整方法などについて

1. 第3回保護者説明会を開催しました【ご報告】

説明会の概要と主な意見等についてご紹介します。（開催日：令和3年7月-8月～）

(1) 在園児と令和4年度以降に入所する児童の対応

① 在園児（令和3年度以前の入所児童）

本説明会では、在園児の転園優遇措置は、令和2年度以前の入所児童としていましたが、令和3年度までに入所した児童まで対象を拡大しました！

質問	回答	留意点
(1)卒園まで利用できるか	<u>卒園まで利用できます。</u> 【令和3年度以前に入所した在園児のみ】	手続きは不要です。
(2)転園を希望したい	<u>優遇措置があります。</u> 令和4年4月からの転園受付は11月に行う予定です。 【優遇措置：調整点と同じ他の申込世帯より優先】	優遇措置はあくまで調整点に基づくため、希望どおりの転園はお約束できません。

② 令和4年度に新規の入所児童

質問	回答	留意点
(1)卒園まで利用できるか	0～5歳児クラスすべて入所対象ですが、4・5歳児クラスを除き、 <u>卒園までの利用はできません。</u>	令和5年4月から3歳児クラス以上へ進級する際に、転園となります。
(2)いつ転園をしなければならぬか	3歳児クラス以上に進級する時です。 (0歳児クラス：令和4年4月時点) 令和7年4月1日 (1～3歳児クラス：令和4年4月時点) 令和6年4月1日	今後、4月1日に3歳児クラス以上に進級する際は、いくつかの希望施設を聴取し、いずれかへの転園を保障します。

※令和3年度以前に入所している兄または姉と同時に転園を希望する場合、「① 在園児 (2)転園」と同様の優遇措置を適用します。

※3歳児クラス以上に進級する時以外の転園希望については、通常の転園希望の取り扱いとなります。

※令和5年度以降に新規入所する場合、入所対象は0～2歳児クラスのみで、3歳児クラスに進級する際は、「② (2)」のとおり転園を保障します。



(2) 主な意見等

項目	保護者からの感想・意見	帯広市の回答
民間移管	・移管の応募法人がいなければ、応募条件が緩くなることはあるのか。 その場合、勤続年数の緩和は避けてほしい。	・もし応募がなければ、応募条件を緩和することもあり得るが、現時点では条件の緩和は考えていない。
	・民間移管により、これまでの保育や行事、持ち物等が大きく変更になるのではないかと心配である。	・応募条件の1つに従前の保育内容を基本とし、行事等については可能な限り、継承することとしています。 ・移管先法人の決定後、保護者・法人・市の3者協議を実施し、新たな法人の保育内容等について保護者の意向を最大限尊重するよう努めていく考えです。
入所調整方法	・転園時の優遇措置を、令和3年度入所児童にも適用してほしい。 ・複雑なので相談窓口を設置し、その旨、保護者に案内してほしい。	・他の新規入所者への影響等も踏まえて検討していきたい。 <u>※令和3年度入所児童にも適用としました。</u> ・保育所、もしくはこども課で対応できるようにしていきたい。 <u>※下記のとおり、相談を受けられるようにしました。</u>

2. 縮小施設の入所調整に関する相談窓口の設置

3歳児クラスになる際の転園の内容や手続きのほか、きょうだい児の入所や転園のタイミングや優遇内容など縮小施設に関する様々なご相談については、保育所所長またはこども課（65-4158）までお問い合わせ下さい。

3. 令和4年度の新規入所、転園の申込みスケジュールについて

(1) 令和4年4月1日からの新規入所のお申込み

- ・申込書類：令和3年10月1日（金）より、各施設、こども課で配布を開始します。
- ・申込受付：【1次受付期間】令和3年11月1日（月）～ 令和3年11月30日（火）
- ・受付場所：帯広市保健福祉センター 3階 （帯広市東8条南13丁目1番地） ※詳細は、申込書類に同封されている受付日程で確認ください。

(2) 令和4年4月1日からの転園のお申込み【在園児の優遇措置】

- ・申込書類：令和3年10月上旬を目途に、各保育所からご案内します。
- ・申込締切と受付場所：令和3年11月19日（金）までは保育所へ、令和3年11月20日（土）～11月30日（火）はこども課窓口へ